

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月13日
【報告者の名称】	若築建設株式会社
【報告者の所在地】	北九州市若松区浜町一丁目4番7号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記の場所で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区下目黒二丁目23番18号
【電話番号】	(03)-3492-0271(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経営企画部長 長廻 幹彦
【縦覧に供する場所】	若築建設株式会社 本店 (北九州市若松区浜町一丁目4番7号) 若築建設株式会社 千葉支店 (千葉市中央区新田町4番22号) 若築建設株式会社 東京支店 (東京都目黒区下目黒二丁目23番18号) 若築建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区尾上町一丁目6番地) 若築建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目11番20号) 若築建設株式会社 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、若築建設株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、ACVEホールディングス合同会社をいいます。
- (注3) 本書中の「東京証券取引所」とは、株式会社東京証券取引所をいいます。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 A C V E ホールディングス合同会社
所在地 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、2026年2月12日開催の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいてあります。

本公開買付けの概要

公開買付者は、2021年12月24日に、株式会社麻生（以下「麻生」といいます。）の出資（出資比率100%）により設立された合同会社とのことです。公開買付者は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式を所有しておりませんが、公開買付者の完全親会社かつ代表社員である麻生は、本書提出日現在、当社株式5,424,200株（所有割合（注1）：42.63%）を所有しているとのことです。なお、麻生を除く麻生グループ（下記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に定義します。）は、2025年9月30日時点で、当社株式を所有していないとのことです。

（注1）「所有割合」とは、当社が2026年2月12日に公表した「2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年12月31日現在の当社の発行済株式総数（12,964,993株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（241,101株）（当該自己株式数には、役員向け株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式（112,700株）が含まれております。以下、当社が所有する自己株式数について同じとします。）を控除した株式数（12,723,892株）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下同じです。

今般、公開買付者は、当社の第四位株主である三井住友信託銀行株式会社（所有株式数：527,600株、所有割合：4.15%、以下「三井住友信託銀行」といいます。）が所有する当社株式のうち463,995株（所有割合：3.65%）、当社の第五位株主である株式会社三井住友銀行（所有株式数：315,025株、所有割合：2.48%、以下「三井住友銀行」といいます。）が所有する当社株式の全て、及び当社の第六位株主である株式会社千葉銀行（所有株式数：292,242株、所有割合：2.30%、以下「千葉銀行」といいます。）、三井住友信託銀行、三井住友銀行及び千葉銀行を総称して「本応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式の全て（合計所有株式数：1,071,262株、合計所有割合：8.42%。以下「本応募合意株式」といいます。）を取得し、当社を麻生の連結子会社とすることを目的として、当社株式を対象にした本公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいては、本応募合意株式の取得を目的としており、引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である20営業日に設定しているとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、三井住友信託銀行との間で、三井住友信託銀行が所有する当社株式のうち463,995株（所有割合：3.65%）について本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、三井住友銀行との間で三井住友銀行が所有する当社株式の全て（315,025株、所有割合：2.48%）、及び千葉銀行との間で千葉銀行が所有する当社株式の全て（292,242株、所有割合：2.30%）についてそれぞれ本公開買付けに応募する旨の同意（以下「本同意」といいます。）を得ているとのことです。本応募契約及び本同意の内容については、下記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約（三井住友信託銀行）」及び「本同意」をご参照ください。

また、本公開買付けに際して、麻生及び公開買付者（以下、総称して「公開買付者ら」といいます。）は、2026年2月12日付で、当社との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結する旨の合意を達成し、本契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。また、本公開買付け及び本資本業務提携を総称して「本

取引」といいます。)を締結しております。本資本業務提携契約の内容については、下記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本資本業務提携契約」をご参照ください。

本公開買付けは、最終的に当社を麻生の連結子会社とすることを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を設定しているとのことです。具体的には、将来的に当社が所有する自己株式が処分され、公開買付者らの当社に対する議決権割合の希薄化が生じる可能性を考慮するとともに、本公開買付けの成立後、流通株式の減少により流通株式比率に係る上場維持基準抵触の可能性を低減する観点から、公開買付者らが合計で、当社の発行済株式総数の50.10%に相当する数の当社株式を所有することとなるような買付予定数の上限1,071,262株(所有割合:8.42%)を設定しているとのことです。そのため、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(1,071,262株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

他方、仮に本公開買付けにより当社の連結子会社化に必要な当社株式の数の応募が集まらなかつたとしても、今後当社を議決権の過半数を所有することで麻生の連結子会社とするためには、本公開買付けにより公開買付者の所有割合を少しでも高めておくことが望ましいと判断したことから、買付予定数の下限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(1,071,262株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、本公開買付けにより、公開買付者らが合計で当社の発行済株式総数の50.10%に相当する数の当社株式を取得するに至らなかつた場合には、公開買付者らは、下記「(5) 本公開買付け後の当社の株券等の取得予定」に記載のとおり、当社の発行済株式総数の50.10%に相当する数の当社株式を取得するための方策を実施する予定とのことです。その具体的な方策につきましては、本公開買付けの結果を踏まえて、公開買付者らが当社株式を追加的に取得することも含めて、検討を行うことを予定しているとのことですが、本公開買付け成立後の当社株式の追加取得の方法及び時期について、現時点で決まった事項はないとのことです。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、公開買付者の完全親会社である麻生からの借入れにより本公開買付けの決済資金及び付随費用等を調達する予定とのことです。

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

麻生グループ(麻生、公開買付者を含む連結子会社98社及び持分法適用会社21社(2025年9月30日時点)から構成される企業グループをいいます。以下同じです。)は、明治5年(1872年)に創業者である麻生太吉氏が目尾御用炭山を採掘、石炭産業に着手したことにより、麻生商店を先駆けとして創業し、戦前は石炭事業を主たる事業とすると同時に、大正7年(1918年)に麻生商店の職員また地域の住民への医療の拡充を地域に代り担う目的をもって飯塚病院を開設したとのことです。昭和8年(1933年)には国内の産炭事業が国際的な価格競争力を失う中で、福岡県田川地区でセメント事業を開始し、昭和14年(1939年)には飯塚で現在の専門学校事業に繋がる、麻生塾を設立したとのことです。このように、時代とともにさまざまな分野に事業領域を拡大してきたとのことです。本書提出日現在、麻生グループは、各種セメント及び生コンクリート等の製造販売を手掛けるセメント事業、病院経営に関するコンサルティング及び診療材料等の共同販売等を手掛ける医療関連事業、情報処理業及びソフトウェア開発等を手掛ける情報・ソフト事業、建設業及び土木業等を手掛ける建設土木事業等を中心とした幅広い分野に事業を展開しているとのことです。なお、公開買付者(所在地:東京都千代田区丸の内三丁目2番3号)は、株券等の取得及び所有等を目的として、2021年12月24日に、麻生の出資(出資比率100%)により設立されたとのことです。

一方、当社は、1890年5月、北九州若松港の築造及び経営を目的として若松築港会社として創立されました。当社株式は、1961年10月に東京証券取引所第二部に上場、1962年8月に東京証券取引所第一部に上場いたしました。その後、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、現在は東京証券取引所プライム市場に上場しております。なお、当社は、1893年7月に商号を若松築港株式会社に改め、さらに1902年7月、事業目的を同じくする洞海北湾埋渫合資会社を吸収合併しております。また、1965年7月に商号を現在の若築建設株式会社に変更し、1972年8月には川田工業株式会社を、1975年7月には昭和ドレッシング株式会社を吸収合併し、現在に至っております。本書提出日現在において、当社のグループは、当社、子会社9社及び関連会社1社(以下、当社、子会社及び関連会社を総称して「当社グループ」といいます。)で構成されており、全てのステークホルダーと連携し、工事を通じて安心・信頼を提供していくことが建設業の社会的使命と考え、企業理念として「内外一致 同心協力」、経営理念として「『品質と安全』を核とした施工により、お客様の信頼を高め、社会に貢献する。」を掲げ、建設事業及び不動産事業を主な事業として展開しております。

当社を取り巻く環境につきましては、国土強靭化や社会資本整備などの公共投資、民間設備投資とも堅調に推移すると想定されますが、物価高騰や労働人口減少は喫緊の課題であり、生産性向上や人的資本経営の推進は不可欠であると認識しております。当社は、このような経営環境の中で、当社が2024年5月14日に公表した「中期経営計画 2024年度 - 2026年度」(以下「本中期経営計画」といいます。)において「ステークホルダーとの連携強化による持続可能性の追求」を基本方針とし、官庁土木・官庁建築・民間土木・民間建築・海外事業・不動産事業を事業戦略の6本柱とした事業展開による案件の大規模化・高収益化、洋上風力発電等の再生可能エネルギー分野への事業展開、ICT(注2)の活用による生産性向上を目指しております。

(注2) 「ICT」とは、「Information and Communication Technology」の略であり、情報通信技術のことを行います。

麻生と当社の資本関係としては、麻生は、護岸工事や浚渫工事等の海上における防災・減災分野に強みを有する当社の事業や実績に魅力を感じ、2019年6月から当社株式の取得を開始したとのことです。その後市場内買付けを続けた結果、2021年6月23日に677,300株（当時の対発行済株式総数（12,964,993株）で5.22%）を保有することとなり、同年6月30日に大量保有報告書を提出したとのことです。その後も継続して、2025年9月まで段階的に当社株式の取得を行い（具体的には、2022年3月31日時点で2,577,900株（当時の対発行済株式総数で19.88%）、2023年3月31日時点で4,039,800株（当時の対発行済株式総数で31.16%）、2024年3月31日時点で4,493,700株（当時の対発行済株式総数で34.66%）、2025年3月31日時点で4,981,400株（当時の対発行済株式総数で38.42%））を取得しているとのことです。なお、当時の発行済株式総数はいずれも12,964,993株になります。）、本書提出日現在、当社株式5,424,200株（所有割合：42.63%）を所有する当社の筆頭株主であり、当社を持分法適用関連会社としているとのことです。

麻生は、当社株式を取得する過程で、当社が護岸工事や浚渫工事等の海上における防災・減災分野を主力とする一方で、陸上における防災・減災分野は更なる成長の余地があるとともに、上記記載のとおり、物価高騰や労働人口減少といった当社が考える喫緊の課題に対して、麻生と当社の提携を強化することで、生産性向上や人的資本経営の推進を加速できると考えていたとのことです。その後、麻生は、2025年9月上旬、提携を更に強化する一方で、当社の経営の独立性を尊重するという観点から完全子会社化ではなく、最低限連結子会社となる範囲で当社株式の追加取得を検討したところ、当社を連結子会社としていることで、具体的に以下のようなシナジーが期待でき、当社の企業価値向上に資するとの考えに至ったとのことです。なお、麻生は、当初から完全子会社化の検討は行っていないとのことです。

() 麻生グループの事業領域の拡大

麻生グループは、「社会システム変革への貢献」をミッションとし、医療、教育、建材、人材開発など九州地域に根ざした幅広い事業を有しているものの、島国日本において極めて重要な社会インフラである港湾整備に関しては接点が少ない現状を踏まえ、北九州市若松港での創業以来130年以上にわたり全国各地の港湾整備事業で実績を有する当社をグループ企業に迎え入れることで、事業領域の拡大を図ることができるものと考えたとのことです。

() 減災・防災事業における競争力強化

護岸工事や浚渫工事等の海上における防災・減災分野に強みを有する当社と、法面工事や地盤改良工事など陸上における防災・減災分野に強みを持つ麻生グループの各企業それぞれが強みとする分野に関する施工技術や、各企業の受注先における工事の需要の動向などの知見の共有を行うといった連携をすることにより、減災・防災事業における領域の効率的な拡大など競争力の強化を図ることができるものと考えたとのことです。

() 九州地区の事業の効率的拡大

麻生グループ及び当社グループの有する九州地区における官公庁や地元企業とのネットワークを相互に活用し、両グループともに創業当初からの基盤であり、当社事業の中核を成す九州地区における土木事業、建築事業の更なる拡大を図ることができるものと考えたとのことです。

() 建設人材確保への対応

当社は、セメント、医療、教育、介護、建設土木といった麻生グループの有する幅広い事業基盤を活用し、麻生グループから営業支援、人材交流、若い従業員や技術者育成を図るための社員への研修・教育ノウハウの共有、外国人受け入れに関する支援等を受けることにより、当社における実効的な人材獲得・育成に係る施策の立案・実行が可能となり、優秀な技術者の確保・育成及び技術伝承への取組みの加速を図ができるものと考えたとのことです。

上記の検討を受けて、麻生は、2025年9月上旬、当社に対して、当社の連結子会社化に向けた検討及び協議を開始したい旨を通知し、2025年10月8日、当社との面談において当社の連結子会社化に関する意向を伝え、本公開買付けに係る検討を進める旨を合意いたしました。また、麻生は、本公開買付けの具体的な協議・検討を開始することを踏まえ、2025年9月上旬に、公開買付者ら及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を、同年10月中旬にファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB日興証券株式会社を選任したとのことです。

その後、麻生は、2025年11月下旬から2026年1月中旬にかけて、当社に対するデュー・ディリジェンスを実施し、本公開買付けの実現可能性を精査するとともに、上記のシナジーの実現可能性に係る分析を重ねてきたとのことです。なお、2025年11月20日、麻生は、当社に対して、情報管理の観点から麻生の出資により設立された合

同会社による本公開買付けを検討している旨、さらに2025年11月27日、麻生の出資（出資比率100%）により設立された公開買付者による本公開買付けを検討している旨を伝えました。また、麻生は、当社との協議を通じ、「内外一致 同心協力」を企業理念とし、創業以来一貫して建設業に経営基盤をおき、「『品質と安全』を核とした施工により、お客様の信頼を高め、社会に貢献する。」を経営理念として、「国づくり」の根幹であり、長期的な視野で進められるべき社会インフラ整備の実績を積み重ねてきた当社が、長期的な視野と社会貢献を目指す麻生グループの一員になることで、このような当社の企業理念及び経営理念の更なる推進を図ることができるものと考えたとのことです。

麻生は、2025年10月下旬、当社の大株主の中で麻生からアプローチ可能であると考えた当社の上位3名の株主である本応募合意株主を対象とすることによって連結子会社化が達成できると想定されたこと及び一般株主から当社株式を取得する場合は当社の流通株式の減少により流通株式比率に係る上場維持基準抵触のおそれがあること、また、本応募合意株主から当社株式を取得することで、当社株式を市場内買付けにて買付けを行う場合に比して、短期間で一定数量の株式の買付けを行うことができることから、本応募合意株主からの当社株式の取得を考え、さらに、流通株式比率に係る上場維持基準抵触の可能性を低減する観点から、流通株式に該当しない三井住友銀行及び千葉銀行の所有する当社株式は全株取得し、流通株式に該当する三井住友信託銀行所有分について発行済株式総数の50.10%に到達する範囲での取得を想定したとのことです。本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、本応募合意株主以外の当社の株主が本公開買付けに応募する可能性や、本応募合意株主以外の当社の株主が応募する場合の応募株式数を低下させるためには、市場株価から一定のディスカウントをした価格を前提に交渉を進めることができるとの考えに至ったとのことです。上記の考え方を踏まえ、2025年12月中旬から下旬にかけて、本公開買付けを実施した場合の応募の可否について、本応募合意株主に打診し意向を確認したところ、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得たとのことです。その後、麻生は、2026年1月中旬、短期的かつ急激な株価変動による影響を可及的に低減するべく、本公開買付けの公表日の前営業日のみならず公表前の一定期間の株価を踏まえて本公開買付価格を設定することが望ましいと考える一方で、長期の株価推移を参考することは当社の現状を反映できない可能性があることを考慮し、本公開買付価格を本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月10日の当社株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）のうち低い価格に対して8%ディスカウントした価格（小数点以下を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）とすることを2026年1月下旬に本応募合意株主に打診したところ、本応募合意株主より、本公開買付けに応募する旨の合意を得たとのことです。

以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2026年2月12日、本公開買付けの実施を決定したことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

上記「　公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、麻生は2019年6月から市場内買付けの方法により、段階的に当社株式を取得しており、2021年6月30日付で麻生による当社株式に関する大量保有報告書が、初めて福岡財務支局に提出されたことを受け、2025年にかけて複数回にわたり麻生との面談の機会を設け、麻生の当社株式の取得方針についての確認を実施してきました。また、麻生の上場企業に対するこれまでの投資について、上場を維持したまま連結子会社化を図ることが多いという傾向があることを踏まえ、麻生が当社を連結子会社化すべく、議決権比率が50%超になるまで市場内での取得を継続する意向があるのではないかと考えていたなかで、麻生から、2025年9月上旬、当社の連結子会社化に向けた検討及び協議を開始したい旨の通知を受け、2025年10月8日に、麻生との面談を実施し、麻生において上記意向があることを確認いたしました。当社としては、2025年9月上旬に上記通知を受けて以降、麻生が業務面及び資本面の両面を満たすパートナーとして適切であるかどうか検討していくなかで、2025年9月30日時点の流通株式比率が40.93%（東京証券取引所が定義する流通株式比率の算定方法（注3）に基づき算出）であり、麻生が今後も市場内で当社株式の取得を継続した場合、東京証券取引所プライム市場の上場維持基準の一つである流通株式比率35%の基準に抵触するおそれがあり、また当社及び麻生との間で何らの合意もすることなく、当社が麻生の連結子会社となることで、当社の株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様において、当社の経営の自主性や独立性に関する懸念が生じ、従来の取引先から信頼を得ていた経営体制に大きな変化が生じる可能性が疑われ、工事の受注件数の減少等による企業価値・株主価値への悪影響を通じて当社の一般株主の皆様の利益が損なわれる可能性があると、2025年9月上旬に、麻生から、当社の連結子会社化に向けた検討及び協議を開始したい旨の通知を受けて以降考えました。そのため、当社は、麻生に対して、麻生が当社株式を一般株主から取得する場合は、当社の流通株式比率が上場維持基準に抵触するおそれがあるところ、顧客の信頼を得ることに上場企業であることが寄与している側面があることに加え、上場による知名度及び信用力を活用することにより当社において良質な人材を採用することが可能となることから、当社が上場を維持することによるメリットは大きいと考えており、当社の企業価値及び株式価値の維持・向上のためには当社株式の東京証券取引所プライム市場への上場を維持すべきであると考えている旨、現在に至るまでの当社の自主的な経営により、現在の当社の事業基盤及び事業規模が形成されていることを踏まえ、当社の独立した上場会社としての経営の透明性を確保し、当社の企业文化や経営の自主性及び独立性を維持することが、引き続き当社の企業価値を向上させるために

重要であると考えている旨、及び当社の企業文化や経営の自主性及び独立性の維持や当社従業員に関わる事項は当社の経営判断を尊重して欲しい旨を2025年10月8日の面談時に伝え、麻生と当社は、当社のこのような意向と、麻生の当社を連結子会社化したいという意向を、同面談時において確認しました。

(注3) 「流通株式比率」とは、当社が2025年11月10日に公表した「2026年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数(12,964,993株)から、同日現在、当社株式を10%以上保有する主要株主の保有株式数、役員等保有株式数、自己株式数及び国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が所有する株式数を合わせた株式数(7,658,216株)を控除した流通株式数(5,306,777株)を同日現在の当社の発行済株式総数(12,964,993株)で除した割合(小数点以下第三位四捨五入)をいいます。

当社は、麻生との面談を通じ、麻生グループが株式投資を行った企業における、当該企業の既存の経営体制や事業運営方針の尊重といった麻生の投資方針について確認を行い、麻生グループが当社の発行済株式総数の50.10%を取得した場合においても、当社株式の上場維持並びに当社の現在の経営体制や事業運営方針については当社の経営判断を尊重し、当社の従業員にかかる事項については当社の経営判断を合理的に尊重する意向を有しており、さらに、下記に記載のとおり麻生グループとのシナジーを期待できると考えたことから、本取引は当社の企業価値の維持・向上及び株主の皆様をはじめとする全てのステークスホルダーの皆様の利益に資するものであると考えるに至りました。

また、麻生は従前よりシナジーの見込まれる企業との資本業務提携を推進しており、上場企業との間で資本業務提携契約を締結した事例としては、2017年1月に都築電気株式会社(業務提携内容:(1)麻生グループが有する医療・介護・教育等の事業展開や顧客ネットワーク及びノウハウ、並びに同社が保有するICT技術、医療・介護事業者向けの商品ラインナップ、全国規模の営業拠点網を相互に活用することにより、事業活動を拡大・発展させること、(2)麻生グループにおけるこれまでの医療・介護事業等における知見を活かしながら、新たな商品開発に取り組むことで、より高い付加価値のある商品を提供すること)、2022年3月に大豊建設株式会社(業務提携内容:(1)事業エリアの効率的拡大(同社は麻生グループとの協業により、麻生グループの有する九州地区における地元企業とのネットワークを活用することで、当該地元企業との取引を拡大することにより共同で事業機会を創出することも視野に入れ、土木事業、建築事業ともに効率的な事業エリアの拡大を図る。)、(2)維持修繕事業における協業(同社は既存構造物の調査・診断、補修計画の策定や設計等にノウハウを有する麻生と連携することにより、維持修繕事業への参入を実行する。)、(3)減災・防災事業における競争力強化(ニューマチックケーソン工法や泥土加圧シールド工法に強みを有する同社と、セメントやコンクリート等の二次製品の製造、土木建築資材の卸売に実績を有する麻生グループの各企業とが連携することで、工事資材の調達コストを削減することが可能となり、価格競争力が高まることで、減災・防災事業における競争力の強化を図る。)、(4)建設人材確保への対応(セメント、医療、教育、介護、建設土木といった麻生グループの有する幅広い事業基盤を活用し、麻生グループから営業支援、人材交流、若い従業員や技術者育成を図るための社員への研修・教育ノウハウの共有、外国人受入れに関する支援等を受けることによって、同社における実効的な人材獲得・育成に係る施策の立案・実行が可能となり、優秀な技術者の確保・育成及び技術伝承への取組みの加速を図る。))、2024年5月に住石ホールディングス株式会社(業務提携内容:(1)両社の主力事業の安定的成長に向けた協業関係の構築、(2)同社の九州地区における事業の拡大等、(3)新規事業に向けた協業の取組み、(4)同社グループへの人材面における支援(人材確保・育成の支援))があり、麻生は上場企業との資本業務提携及びその後のシナジーの実現に関するノウハウを有しております、これらの事例においても、麻生グループが株式投資を行った企業における、当該企業の既存の経営体制や事業運営方針の尊重といった麻生の投資方針は守られてきたものと考えております。

加えて、当社は、本取引により、「社会システム変革への貢献」をミッションとし、医療、教育、建材、人材開発など九州地域に根ざした幅広い事業を有しているものの、島国日本において極めて重要な社会インフラである港湾整備に関しては接点が少ない麻生グループにおいて、北九州市若松港での創業以来130年以上にわたり全国各地の港湾整備事業で実績を有する当社をグループ企業に迎え入れることで、事業領域の拡大が可能になるものと考えております。また、護岸工事や浚渫工事等の海上における防災・減災分野を主力とする当社と、法面工事や地盤改良工事等の陸上における防災・減災分野への強みを持つ麻生グループの各企業それぞれが強みとする分野に関する施工技術や、各企業の受注先における工事の需要の動向などの知見の共有を行うといった連携することにより、防災・減災分野における領域の効率的な拡大など競争力の強化が可能になるものと考えているほか、麻生グループ及び当社グループの有する九州地区における官公庁や地元企業とのネットワークを相互に活用し、創業当初からの基盤であり、当社事業の中核を成す同地区における土木事業や建築事業の更なる拡大も実現することが可能になるものと考えております。さらに、当社は、本中期経営計画において海外事業の展開や人材確保・育成を課題として認識しているところ、麻生グループが有するセメント、医療、教育、介護、建設土木といった幅広い事業基盤を活用し、麻生グループからの営業支援、人材交流、若い従業員や技術者育成を図るための社員への研修・教育ノウハウの共有、外国人受入れに関する支援等を受けることによって、当社における実効的な人材獲得・育成に係る施策の立案・実行を実施し、優秀な技術者の確保・育成及び技術伝承への取組みの加速が可能になるものと考えていることに加え、当社は、「内外一致 同心協力」を企業理念とし、創業以来一貫

して建設業に経営基盤をあき、「『品質と安全』を核とした施工により、お客様の信頼を高め、社会に貢献する。」を経営理念として、「国づくり」の根幹であり、長期的な視野で進められるべき社会インフラ整備の実績を積み重ねてきたところ、長期的な視野と社会貢献を目指す麻生グループの一員になることで、長期視点での戦略に基づく投資が可能になり、また当社役職員において当社の企業理念及び経営理念に対する理解と意識がより一層高まり、このような当社の企業理念及び経営理念の更なる推進が可能になるものと考えております。このように、当社は、当社と麻生の関係が深化することによるシナジーについても期待できると考えております。

さらに、当社と麻生グループとの歴史的な繋がりは深く、麻生グループの創業者である麻生太吉氏は、当社の前身である若松築港会社の発起人でありました。同氏が地域の発展を第一に考えて尽力されたことにより、若松港は大きく拡張・発展し、当社の祖業である若松港の港湾整備及び拡張につながりました。当社としては、麻生グループが、当社の創業時から2019年に当社株式を市場内買付けの方法により取得するまで、継続して当社の株主であったわけではないものの、こうした麻生太吉氏の尽力により、当社及び麻生グループは若松築港会社創業当時からの縁があり、当社及び麻生グループの強固な信頼関係と協力の礎が築かれたと考えております。

当社は、以上のような当社の企業価値及び株主利益の維持・向上に関する検討、麻生の意向、当社と麻生グループのこれまでの関係性、当社が2025年11月7日に選任した、当社、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）の法的助言並びに、当社が2025年11月10日に選任した、同じく当社、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルティンググループ株式会社からの助言を踏まえたうえで、2026年2月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件、本資本業務提携の内容、麻生グループ及び当社の関係が深化することで期待されるビジネス機会の創出も含めたシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断し、本公開買付けに関して賛同する旨の決議をしました。

一方で、本公開買付価格は麻生と本応募合意株主との間で協議及び交渉の結果により合意されたものであり、当社が決定に関与したものではないこと、本公開買付価格は2026年2月12日の直近時の当社株式の市場株価より一定程度ディスカウントされたものであり、当社の一般株主が本公開買付けに応募する経済的なメリットは認められず、当社においても株式価値算定書の取得その他の検証を行っていないこと、及び本公開買付け成立後も当社株式の上場が維持される見込みであるため、当社の株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを2026年2月12日開催の取締役会において併せて決議いたしました。

なお、上記取締役会における決議の方法については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

麻生グループは本公開買付け後も、当社株式の上場の維持、当社の現在の経営体制や事業運営方針については当社の経営判断を尊重し、当社の従業員にかかる事項については当社の経営判断を合理的に尊重する予定とのことです。麻生グループとして、事業、顧客、株主のバランスを取りながら、麻生グループ及び当社との間の連携を強化し、協働関係の深化による両社の中長期的な成長を重視して、企業価値の最大化を図っていくとのことです。麻生グループとしては、現時点では、上記「本公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の支援及び協業について、具体的な施策を決定しているものではないものの、本公開買付け後に当社と協議を進めていく予定とのことです。なお、麻生は、本公開買付けの成立後、麻生グループから当社への役員派遣及び当社の取締役会及び業務執行会議にオブザーバーを派遣する予定とのことです。また、当社の既存の役員の解任については、現時点で具体的に想定している事項はないとのことです。

なお、当社は、本応募合意株主のいずれの銀行からも借入を行っており、また三井住友信託銀行から本社オフィスを賃借しておりますが、本応募合意株主からの役員派遣は受けおりません。また、当該借入及び賃借が、本公開買付けを契機に変更される予定はございません。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、第三者算定機関による株式価値算定書及び本公開買付価格の公正性に関する意見書（以下「フェアナス・オピニオン」といいます。）を取得しておりません。

(4) 上場維持となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されております。本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、買付予定数の上限を設定の上、本公開買付けを実施し、本公開買付けの成立により公開買付者らが所有することとなる当社株式の数は最大でも6,495,462株（所有割合：51.05%）にとどまる予定であり、本公開買付け後の当社の流通株式比率は37.35%となり、東京証券取引所プライム市場の上場維持基準である流通株式比率35%を下回らないと試算していることから、上場維持基準に抵触する見

込みはございません。したがって、東京証券取引所プライム市場における当社株式の上場は、本公開買付けの成立後も引き続き維持される見込みです。また、本資本業務提携契約において、当社及び公開買付者らは、当社株式について、上場維持基準に抵触するおそれが生じ、当社が合理的に要請した場合には、公開買付者らは、当社の上場を維持するために必要な措置その他の方策について誠実に協議することを合意しております。

(5) 本公開買付け後の当社の株券等の取得予定

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、麻生は、当社を連結子会社化しつつ、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けにより、公開買付者らが合計で当社の発行済株式総数の50.10%に相当する数の当社株式を取得し、その目的を達成した場合には、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは現時点では予定していないとのことです。一方、公開買付者らが本公開買付けにより当社の発行済株式総数の50.10%に相当する数の当社株式を取得するに至らなかった場合には、公開買付者らは、当社の発行済株式総数の50.10%に相当する数の当社株式を取得するための方策を実施する予定とのことです。その具体的な方策につきましては、本公開買付けの結果を踏まえて、公開買付者が当社株式を追加的に取得することも含めて、検討を行うことを予定しているものの、本公開買付け成立後の当社株式の追加取得の方法及び時期について、現時点で決まった事項はないとのことです。また、当社は、公開買付者らとの間で、公開買付者らが直接又は間接に保有する当社株式が当社の発行済株式総数の50.1%を上回るおそれがある行為を行おうとする場合には、当社の事前の書面による承諾を得ることにつき、合意しております。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本書提出日現在において、公開買付者らの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)にも該当いたしませんが、本公開買付けに関する意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保するため、以下のような措置を実施しております。なお、フェアネス・オピニオンは取得しておりません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひを選任し、本取引における手続の公正性を確保するための対応、本取引の諸手続及び本取引に関する当社取締役会の意思決定方法、過程等について、法的助言を受けております。なお、西村あさひは、当社、本応募合意株主及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、西村あさひに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
当社取締役会は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、2026年2月12日開催の当社取締役会において、当社の取締役9名（うち3名は社外取締役）全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

また、上記取締役会には、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員が出席し、いずれも、当社の取締役会が上記の旨を決議することに異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の取締役及び監査役は全員、本公開買付けに関して利害関係を有していません。

(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約（三井住友信託銀行）

公開買付者は、三井住友信託銀行との間で、2026年2月12日付で本応募契約を締結しているとのことであり、三井住友信託銀行は、本応募契約に基づき、所有する当社株式のうち一部である463,995株（所有割合：3.65%）本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。本応募契約の概要は、以下のとおりとのことです。

本応募契約においては、三井住友信託銀行は、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始以降合理に可能な限り速やかに（遅くとも本公開買付けの開始日から15営業日以内に）、本公開買付けに応募すること（以下「本応募」といいます。）を合意しているとのことです。三井住友信託銀行による本応募の前提条件はないとのことです。

本応募契約においては、三井住友信託銀行は、本応募契約の契約締結日以降、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、三井住友信託銀行が所有する当社の普通株式463,995株の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる

取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、その対応について公開買付者と誠実に協議する旨が規定されているとのことです。

また、本応募契約においては、本応募契約の締結日以降、本公開買付期間の末日までに、公開買付者以外の第三者が、当社株式の全てを対象として買付予定数の上限なく本公開買付価格を5%以上上回る公開買付けを開始した場合、三井住友信託銀行は、公開買付者に対して、その対応につき協議を申し入れることができ、この場合、公開買付者及び三井住友信託銀行は誠実に協議し、三井住友信託銀行は、当該協議の後、三井住友信託銀行が本応募を行うことが三井住友信託銀行の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成するおそれがあると客観的かつ合理的に認められる場合には、本公開買付期間の末日までの間、公開買付者に対して書面により通知することにより、本公開買付けに応募せず、本応募を撤回し、又は本応募の結果成立した応募対象株式の買付けに係る契約を解除することができる旨が規定されているとのことです。また、本公開買付けが撤回された場合、本応募契約は当然に終了する旨が規定されているとのことです。

さらに、本応募契約では、三井住友信託銀行は、()本応募契約の契約締結日以降、公開買付者の事前の書面による承諾なしに(但し、公開買付者は合理的な理由なく承諾を拒まないものとする。)、当社の株主総会の招集請求権、議題提案権若しくは議案提案権、又は議決権その他の株主権を行使しないこと、()本公開買付けに係る決済後、当該決済開始日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、当該株主総会における三井住友信託銀行が所有する当社の普通株式463,995株に係る議決権その他の一切の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、(a)全て公開買付者の指示に従って行うか、又は、(b)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない旨が規定されているとのことです。

その他、本応募契約では、表明保証(注4)及び補償等が規定されているとのことです、本応募の前提条件は規定されていないとのことです。

(注4) 本応募契約においては、三井住友信託銀行は、公開買付者に対して、権利能力等、強制執行可能性、許認可等の履歴、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力及び株式に対する権利について表明及び保証を行っているとのことです。また、公開買付者は、三井住友信託銀行に対して、権利能力等、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在及び反社会的勢力について表明及び保証を行っているとのことです。

本同意

公開買付者は、2026年1月23日、三井住友銀行との間で、その保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを原則撤回しない旨を口頭で合意しているとのことです。また、公開買付者は、2026年1月26日、千葉銀行との間で、その保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを原則撤回しない旨を口頭で合意しているとのことです。

本資本業務提携契約

当社は、2026年2月12日（以下「本資本業務提携契約締結日」といいます。）付で、公開買付者らとの間で、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

なお、本公司買付けにおいて、買付予定数の上限の買付けがなされた場合、麻生は、公開買付者を通じて、当社株式1,071,262株（所有割合：8.42%）を取得し、麻生らは当社株式を6,495,462株（所有割合：51.05%）を所有することとなります。

（ ）目的

公開買付者ら及び当社は、本取引により、麻生が当社を連結子会社化し、上記「(2) 本公司買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公司買付けの背景等」に記載される業務提携を実施することにより、両社の企業価値向上を目指すものとする。

（ ）本公司買付けに関する事項（注5）

- ・公開買付者は、法令等及び本資本業務提携契約に従い、本公司買付けを開始する。
- ・当社は、本資本業務提携契約締結日付で、本公司買付けに賛同する旨（但し、当社の株主による本公司買付けに対する応募については株主の判断に委ねる旨）の意見を取締役会において決議し（以下「本賛同決議」といいます。）、その内容（出席取締役全員の賛成によるものであり、かつ出席監査役全員の異議がない旨の意見を得たものである旨を含む。）を東京証券取引所の有価証券上場規程に従い公表する。
- ・当社は、本資本業務提携契約締結日以降、本公司買付期間の末日までの間、本賛同決議を維持し、かつ、その撤回又は変更を行わず、また、本賛同決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わない。
- ・当社は、（ ）直接又は間接に、第三者との間で、当社株式を対象とする公開買付けの実施その他本公司買付け又は本取引と競合・矛盾・抵触し又はそのおそれのある行為（以下「対抗取引」といいます。）に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意等を一切行わず、（ ）第三者から対抗取引又は勧誘を受けた場合には、実務上可能な限り速やかに公開買付者らに対しその事実及び当該提案又は勧誘の内容を通知し、その対応について公開買付者らとの間で誠実に協議する。
- ・上記にかかわらず、本資本業務提携契約締結日以降において、当社が上記の義務に違反することなく、公開買付者ら以外の者が当社に対し対抗取引に関する具体的かつ実現可能性のある真摯な提案を行った場合又は対抗取引を開始した場合であって、当社が上記の本賛同決議の維持等の義務を履行することが当社の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成するおそれが高いと当社の取締役会が合理的に判断した場合には、当社は、当該義務を履行することを要しない。

（注5） 上記の他、当社は、(a)本公司買付けに係る決済の開始日までの間、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます。）において善良な管理者の注意義務をもって通常の業務範囲において業務の執行等を行うこと、及び公開買付者らの事前の書面による承諾なく、一定の事項（注6）を行わないこと、(b)本公司買付けに係る決済の開始日の前日までに、本取引の実施のために必要な手続を履践すること等について誓約しています。

（注6） 定款の変更、 株式等の発行、処分又は付与、 子会社の異動を伴う株式の取得又は譲渡、自己株式の買受けその他的一切の取得、 株式の分割若しくは併合又は株式若しくは新株予約権の無償割当て、 剰余金の配当その他の処分（配当予想を超えるものに限る。）、 資本金の額又は準備金の額の増加又は減少、 解散、清算又は倒産手続等の開始の申立て、 から に定める行為又は決定を行うことを内容とする契約等の締結

（ ）当社の経営の独立性等

- ・公開買付者らは、東京証券取引所プライム市場の上場会社に適用されるコーポレートガバナンス・コードの各原則その他の上場規則等の趣旨を踏まえて、上場会社としての当社の経営の独立性を尊重する方針であることを確認する。
- ・公開買付者らは、本取引に際し、当社の株式の東京証券取引所プライム市場への上場を維持する方針であることを確認する。なお、当社の株式について、上場維持基準に抵触するおそれが生じ、当社が合理的に要請した場合には、公開買付者らは、当社の上場を維持するために必要な措置その他の方策について誠実に協議に応じるものとする。

（ ）従業員に関する経営判断の尊重

- ・公開買付者らは、当社グループにおける従業員の雇用維持、人事、労働条件その他従業員に関する事項について、当社の経営判断を合理的に尊重する方針であることを確認する。

() 派遣取締役の選任等

- (a) 公開買付者らは、()当社の取締役候補者1名（以下、本項に基づき公開買付者らが推薦する取締役候補者を「公開買付者ら推薦取締役候補者」という。）を推薦することができるものとする。公開買付者らが公開買付者ら推薦取締役候補者を推薦した場合、当社の指名・報酬諮問委員会（名称を問わず、当社の取締役の選解任に関する事項を諮問対象に含む任意の委員会をいう。以下同じ。）は、当該者を当社の取締役候補者とすべきであるか、真摯に検討の上、当社の取締役会に答申するものとし、公開買付者ら及び当社は、その答申内容に応じて、以下に定める対応を行うものとする。
- ・当社の指名・報酬諮問委員会により、当該者を取締役候補者とすることにつき反対する旨の答申がなされた場合には、公開買付者らは、改めて、本項柱書の規定に従って別の者を公開買付者ら推薦取締役候補者として推薦することができるものとする。但し、当社の指名・報酬諮問委員会が取締役候補者についての懸念・疑念等を示した場合には、実務上合理的に可能な限り、当社は、公開買付者らとの間でその対応について誠実に協議を行うものとする。
 - ・上記以外の場合、当社は、公開買付者ら推薦取締役候補者の選任に関する議案を当社の定時株主総会に上程するものとし、当該者を当社の取締役に選任するため、合理的な協力をを行うものとする。
- (b) 公開買付者らは、当社の株主総会において、公開買付者ら推薦取締役候補者以外の取締役候補者の選任に関する議案について議決権を行使する場合には、当社の指名・報酬諮問委員会の答申内容を合理的な範囲で最大限尊重するものとする。但し、本項の規定は、公開買付者らが、株式価値に重大な悪影響を生じさせる事由が発生し又はそのおそれがあると判断した場合、その他当社の企業価値及び株主利益の観点から合理的に必要と判断した場合に、公開買付者らが自らその裁量に基づき議決権その他の権利を行使することを制限するものではない。
- (c) 当社は、公開買付者ら推薦取締役候補者以外の取締役候補者の選任に関する議案を株主総会に上程する場合で、公開買付者らが事前に要請する場合には、当該議案に関して誠実に協議に応じるものとする。
- (d) 公開買付者らは、公開買付者ら推薦取締役候補者が上記(a)に基づき取締役に選任された後（以下、選任された公開買付者ら推薦取締役候補者を「公開買付者ら推薦取締役」という。）、退任等（任期満了、辞任、解任を含み、退任等の理由を問わない。）をした場合には、上記(a)に基づき当該公開買付者ら推薦取締役の後任となるべき公開買付者ら推薦取締役候補者を推薦することができるものとし、当社及び公開買付者らは、当該公開買付者ら推薦取締役候補者を上記(a)に従って取り扱うものとする。
- (e) 公開買付者らは、本公開買付けの決済完了後速やかに（遅くとも2026年4月24日までに）、上記(a)に基づき、公開買付者ら推薦取締役候補者に関する必要情報（当社の2026年3月期の定時株主総会の招集通知（株主総会参考書類を含む。）の作成に必要となる情報を含む。）を当社に通知するものとし、当社は、上記(a)に基づく手続に従って、当社の2026年3月期の定時株主総会において、当該公開買付者ら推薦取締役候補者を候補者とする取締役選任議案を付議するものとする。
- (f) 当社は、公開買付者らが業務執行取締役でない公開買付者ら推薦取締役候補者を推薦した場合、当該公開買付者ら推薦取締役候補者との間で、その就任後直ちに、会社法第427条第1項及び当社グループの各定款に基づく責任限定契約を締結する。
- (g) 当社は、公開買付者ら推薦取締役が当社グループの役員に就任した後速やかに、当社が当該時点において加入する会社役員賠償責任保険（D&O保険）を付保するものとし、その保険料は当社が負担する。

() オブザーバーの指名等

- ・公開買付者らは、別途指名する者1名をオブザーバーとして、当社の取締役会及び業務執行会議（以下「取締役会等」といいます。）に出席させることができるものとする。オブザーバーは、取締役会等において意見の陳述その他の発言をすることができる。
- ・当社は、上記に基づくオブザーバーによる取締役会等への出席及び発言を確保するため、招集通知その他の取締役会等に係る資料を提供するものとする。

() 希薄化防止措置等

- ・当社は、公開買付者らに対し、3日前までに書面による通知を行い、公開買付者らの事前の書面による承諾を取得した場合を除き、株式等の発行、処分又は付与に係る決定（会社法上の簡易組織再編を行う際に、株式等の発行、処分又は付与が伴う場合を含む。）を行うことができない。但し、単元未満株式の売渡請求がなされてそれに応じる場合、本資本業務提携契約締結日時点で当社が導入している当社取締役及び執行役員を対象とした株式報酬制度に基づく場合、及び、公開買付者らの議決権比率が過半数を下回らない範囲で行う場合は除く。
- ・当社は、本公開買付けに係る決済開始日後、公開買付者らの責めに帰すべき事由によらずに公開買付者らが保有する当社の株式の議決権保有割合が50.0%以下になった場合又はその蓋然性が高いと合理的に認められる場合において、公開買付者らが要請する場合には、当社及び公開買付者らは、公開買付者らに対する第三者割当増資その他当社及び公開買付者らが誠実に協議を行い別途合意する方法により、公開買付者らが保有する当社株式の議決権保有割合について過半数を維持するための措置をとるものとする。

() 公開買付者らによる株式の追加取得等

- ・公開買付者らは、公開買付者らが直接又は間接に保有する当社株式が当社の発行済株式総数の50.1%を上回るおそれがある行為を行おうとする場合には、当社の事前の書面による承諾を得るものとする。

() 公開買付者らによる株式譲渡等

- ・公開買付者らが、本公開買付けの決済開始日後、その保有する当社の株式の全部又は一部について、第三者に対する譲渡又はこれらについての合意を行おうとする場合、公開買付者らは、当社との間で、事前に誠実に協議するものとする。

() 事前承諾・協議事項

- ・当社は当社グループにおいて、一定の事項（注7）を決定又は承認する場合には、公開買付者らと事前に協議の上、公開買付者らの事前の書面による承諾を得なければならないものとする。但し、公開買付者らは、不合理に当該承諾を留保又は拒絶しない。

（注7） 100億円以上の借財（但し、運転資金の借入は除く）、 上場廃止基準に該当する若しくはそのおそれが高い行為又は上場廃止の申請、 本資本業務提携と実質的に矛盾若しくは抵触し、又は、本資本業務提携の効果を大幅に減殺若しくは阻害する業務提携（合弁会社の設立及びライセンスの付与を含む）（但し、当社における適時開示基準に該当しない軽微なものを除く）に関する事項

() 特別委員会の設置

- ・当社は、本公開買付けの決済開始日後、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置するものとし、本公開買付者らは、これに異議を述べない。

() その他

- ・上記以外に、本資本業務提携契約では、(a)当社は、本資本業務提携契約の効力発生日以降に事業年度の末日が到来する各事業年度につき、配当性向40%（なお、自己株式取得を加味しないものとする。）を下回らない配当を実施するよう合理的な範囲で努力する（但し、当社及び公開買付者らは、必要に応じて、当社の配当性向について誠実に協議を行うものとする。）こと、(b)当社からの公開買付者らへの情報提供、(c)表明保証（注8）、(d)解除事由（注9）、(e)補償等が規定されています。

（注8） 本資本業務提携契約においては、当社は、公開買付者らに対して、 有効な設立及び存続、 本資本業務提携契約の締結及び履行に係る権限並びに手続の履践、 本資本業務提携契約の強制執行の可能性、 法令等との抵触の不存在、 倒産手続等の不存在、 反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在、 本資本業務提携契約の締結及び履行のために必要となる許認可等の取得、 当社の株式等、並びに 未公表の重要事実の不存在について表明及び保証を行っております。また、公開買付者らは、当社に対して、 有効な設立及び存続、 麻生が公開買付者の持分の全てを適法かつ有効に所有しており、公開買付者の持分の全ての実質上の所有者であること、 本資本業務提携契約の締結及び履行に係る権限並びに手続の履践、 本資本業務提携契約の強制執行可能性、 法令等との抵触の不存在、 倒産手続等の不存在、 並びに 反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

（注9） 公開買付者ら又は当社において表明保証に重大な点において違反があった場合、公開買付者ら又は当社において本資本業務提携契約上の義務に重要な点において違反した場合、 公開買付者ら又は当社に対して倒産手続等の開始の申立てがあった場合及び 公開買付者らの議決権保有割合が合計で42%を下回った場合が解除事由として定められています。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
鳥田 克彦	代表取締役社長 兼 執行役員社長 安全環境本部長	10,435	104
石井 一己	代表取締役 兼 専務執行役員 建設事業部門長 兼 安全環境本部副本部長	8,740	87
牧原 久利	取締役 兼 専務執行役員 建設事業部門担当役員 兼 土木部長	7,678	76
中村 誠	取締役 兼 常務執行役員 経営管理部門長	7,651	76
花田 和孝	取締役 兼 常務執行役員 建設事業部門担当役員 民間営業統括	4,173	41
長廻 幹彦	取締役 兼 常務執行役員 経営管理部門経営企画部担当 兼 経営企画部長 兼 情報システム部担当	4,006	40
朝倉 康夫	取締役	1,650	16
原田 美穂	取締役	3,222	32
森田 隼人	取締役	3,041	30
田中 宣彰	常勤監査役	836	8
岩田 光宏	常勤監査役	56	
澤井 謙一	監査役	837	8
計		52,325	523

(注1) 所有株式数及び議決権の数は、それぞれ当社役員持株会を通じた所有株式数及びそれらに係る議決権の数を含めています。

(注2) 役職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のもの（ただし、当社の役員持株会を通じた所有株式数及びそれに係る議決権の数については2026年1月27日現在のもの）です。

(注3) 取締役のうち朝倉康夫氏、原田美穂氏及び森田隼人氏は、社外取締役であります。

(注4) 監査役のうち岩田光宏氏及び澤井謙一氏は、社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上